

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社「(仮称)三種五城目風力発電事業計画段階環境配慮書」に対する意見について

令和5年2月2日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、環境影響評価法第3条の6の規定に基づき、「(仮称)三種五城目風力発電事業計画段階環境配慮書」について、ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社に対し、環境の保全の見地からの意見を述べた。

意見内容は別紙のとおり。

(参考)当該地点の概要

1. 計画概要

- ・場 所：秋田県山本郡三種町及び南秋田郡五城目町
- ・原動力の種類：風力(陸上)
- ・出力：最大54,600kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

計画段階環境配慮書受理	令和4年11月 9日
環境大臣意見受理	令和5年 1月23日
経済産業大臣意見	令和5年 2月 2日

問合せ先：電力安全課 長尾、須之内
電話03-3501-1742(直通)

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社「(仮称)三種五城目風力発電事業計画段階環境配慮書」に対する意見

1. 総論

(1) 対象事業実施区域の設定

対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び附帯設備(以下「風力発電設備等」という。)の構造・配置又は位置・規模(以下「配置等」という。)の検討に当たっては、現地調査を含めた必要な情報の収集及び把握を適切に行い、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、事業計画等に反映させること。

(2) 累積的な影響

本事業の事業実施想定区域(以下「想定区域」という。)の周辺においては、他事業者による風力発電所が稼働中であることから、本事業との累積的な影響が懸念される。このため、既存の風力発電設備等に対するこれまでの調査等から明らかになっている情報の収集、環境影響評価図書等の公開情報の収集、他事業者との情報交換等に努め、累積的な影響について適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を検討すること。

(3) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避又は低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

(4) 事業計画の見直し

上記のほか、「2. 各論」により、本事業の実施による重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

(5) 関係機関等との連携及び地域住民等への説明

本事業計画の今後の検討に当たっては、関係機関等と調整を十分に行い、方法書以降の環境影響評価手続を実施すること。また、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。

2. 各論

(1) 騒音に係る環境影響

想定区域の周辺には、複数の住居が存在することから、稼働時における騒音による生活環境への重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」(平成 29 年5月環境省)その他の最新の知見等に基づき、住居への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居から離隔を取ること等により、騒音による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(2) 風車の影に係る環境影響

想定区域の周辺には、複数の住居が存在することから、稼働時における風車の影による生活環境への影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、住居への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居から離隔を取ること等により、風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(3) 土地の改変に伴う自然環境に対する影響

想定区域及びその周辺には、森林法(昭和 26 年法律第 249 号)に基づき指定された土砂流出防備保安林、砂防法(明治 30 年法律第 29 号)に基づき指定された砂防指定地、地すべり等防止法(昭和 33 年法律第 30 号)に基づき指定された地すべり防止区域等が存在することから、土地の改変に慎重を要する地域である。このため、関係機関等と調整の上、土砂及び濁水の流出等による動植物の生息・生育環境や河川・沢筋等の自然環境への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。またこれらの結果を踏まえ、風力発電設備等の配置を検討することにより、土砂の崩落又は流出の可能性の高い箇所の変更を回避するとともに、土地の改変量を可能な限り抑制し、自然環境への影響を回避又は極力低減すること。

(4) 鳥類に対する影響

想定区域の周辺では、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号。）に基づく国内希少野生動植物種に指定されているイヌワシ等の希少猛禽類の生息が確認されているほか、ガン類、ハクチョウ類等の渡り鳥の渡来地として「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」（平成 28 年 4 月環境省）に選定された「八郎潟を含む秋田平野湖沼群」が存在することから、本事業の実施により、風力発電設備への衝突、移動経路の阻害等による鳥類への重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえ、鳥類への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。

以上の検討の経緯及び内容について、方法書以降の図書に適切に記載すること。